（様式第１号）

特定建設工事共同企業体

入札参加資格審査申請書

 公立大学法人福井県立大学が発注する下記建設工事の競争入札に参加したいので、関係書類を添えて資格審査を申請します。

 　　　　　　令和 年 月 日

 公立大学法人福井県立大学

 理事長　窪田　裕行　様

 （共同企業体の名称）

 （代表者の住所、名称、氏名）

 （共同して施工しようとする建設工事の概要）

 　　　　　　　　　工事

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

 　　　福井県　　　　　　　　　　　　　　地係（様式第１号の２）

（構成員）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 許可番号 | 許 可年月日 | 商 号 | 代 表 者 | 住 所 | 印 |  |
|  |  |  |  |  |  |

（様式第４号）

技 術 職 員 名 簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 企 業 名 | 氏 名 | 生年月日 | 有資格区分 | 監理技術者資格者証交付番号 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

 注 １ 有資格区分には、１級管工事施工管理技士と記入すること。

 ２ 免許証または合格証明書の写しを添付すること。

　　　　　　　　（様式第５号）

工 事 経 歴 書

（建設工事の種類）　　　　　　　　　工事 企業名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発注者 | 単 体またはJ V代表者の区別 | 工 事 名 | 工 事場 所のある都道府県 名 | 請負代金の額 | 着工年月 | 新築等の建築物の延べ面積(注１) | 施工等に特 殊 |  |
| 工事概要 | 竣工年月 |
|  |  |  |  | 　　　　千円 | 年 月 | ㎡ |  |
|  | 年 月 |
|  |  |  |  | 　　　　千円 | 年 月 | ㎡ |  |
|  | 年 月 |
|  |  |  |  | 　　　　千円 | 年 月 | ㎡ |  |
|  | 年 月 |
|  |  |  |  | 　　　　千円 | 年 月 | ㎡ |  |
|  | 年 月 |
|  |  |  |  | 　　　　千円 | 年 月 | ㎡ |  |
|  | 年 月 |

注　１ 共同企業体の代表者および代表者以外の構成員について公告で定める実績を記入すること。

　　２ 実績は、平成１５年度以降に竣工した工事を記入すること。

　　　　（実績数が多い場合には最大のもの５傑でよい）

　　３ 最大のものについては、それを証明する書類（工事カルテ、契約書等）の写しを添付すること。

　　４　構成員ごとに提出すること。

別紙２

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第１条　当企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　一　○○発注に係る○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

　二　前号に付帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は○○建設株式会社○○営業所、○○建設株式会社、○○特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期および解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、建設工事の請負契約の履行後○箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所および名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　○○建設株式会社○○営業所

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　○○建設株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○建設株式会社○○営業所を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者および監督官庁等と折衝する権限ならびに請負代金（前払金および部分払金を含む。）の請求、受領および当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合）

第８条　各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　○○建設株式会社○○営業所　　○○％

　　　　○○建設株式会社　　　　　　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織、編成および工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行および下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座により取引するものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条の規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者および構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担するべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員および発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産または解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産または解散した場合においては、第１６条２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合または代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員および発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めがない事項）

第１９条　この協定書に定めがない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○建設株式会社○○営業所外○社は、上記のとおり○○特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　令和○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○建設株式会社○○営業所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○　㊞

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書等の記載要領

１　入札参加資格審査申請書（様式第１号）

（１）「共同企業体の名称」

　　　構成員の氏名および対象工事名を明記したものとする。

　　　例：〇〇建設（株）○○営業所、（株）○○組、□□（工事名）特定建設工事共同企業体

（２）「代表者の住所、名称、氏名」

　　　共同企業体協定書における代表者について記載し、会社印、代表者印を押印する。

（３）「共同して施工しようとする建設工事の概要」

　　　「工事の種類」…管工事と記載する。

　　　「工事名」、「工事の場所」…公告文による。

（４）「構成員」（様式第１号の２）

　　　「許可年月日」…複数あるときは資格審査を受ける業種にかかるものを記載する。

　　　「商 号」…県外建設業者にあっては、営業所名まで記載する。

　　　「代表者」…代表取締役または営業所長名（県外建設業者）を記載する。

　　　「住 所」…本店または営業所（県外建設業者）を記載する。

　　　「 印 」…代表者印または営業所長印（県外建設業者）を押印する。

２　経営規模等総括表（様式第２号）

　　同時に提出する経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（写）から管工事について転記する。

　　「経営状況」の平均については、小数点第１位を四捨五入する。

　　「その他の審査項目」の平均については、小数点第１位を四捨五入する。

　　「技術職員数」については、工事種類別の数を記入すること。

　　　※別紙記入要領を参考のこと。

３　経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書または経営事項審査結果通知書の写し

　　令和５・６年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査(再審査を含む。)において用いた経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（以下、経営事項結果通知書等という。）の写しを添付すること。（告示で定めるものとする。）

４　技術職員名簿（様式第４号）

　　各構成員が当該工事の現場に専任で配置しようとする、主任技術者または監理技術者で、国家資格を有する者について記載する。ただし、この工事に関する入札公告において定める基準をすべて満たしている者を記載すること。

５　工事経歴書（様式第５号）

　　共同企業体の代表者、構成員について告示で定める実績を記載すること。

６　共同企業体協定書

　　別添共同企業体協定書（案）を参考として作成する。

７　書類の規格　　　　　　Ａ４判とする。

８　書類の提出部数等

（１）提出部数 ２部

（２）綴じ方

 ア ①入札参加資格審査申請書　（様式第１号）

 ②経営規模等総括表　（様式第２号）

 ③経営事項審査結果通知書等の写し 　　　　　　……　　普通とじ

 ④技術職員名簿（様式第４号）

　　　　　　⑤工事経歴書　（様式第５号）

 イ 共同企業体協定書　………………………………………　　袋とじ

（記入要領）





③

⑦

⑥

⑤

④

①

②

別紙２（説明入り）

特定建設工事共同企業体協定書

公立大学法人福井県立大学

公告文より

（目的）

第１条　当企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　一　○○発注に係る○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

　二　前号に付帯する事業

正式名称

（名称）

第２条　当共同企業体は○○建設株式会社○○営業所、○○建設株式会社、□□特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

コンマ

工事名称

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

３

（成立の時期および解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、建設工事の請負契約の履行後○箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所および名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　○○建設株式会社○○営業所

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　○○建設株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○建設株式会社○○営業所を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者および監督官庁等と折衝する権限ならびに請負代金（前払金および部分払金を含む。）の請求、受領および当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合）

第８条　各構成員の出資割合は次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　○○建設株式会社○○営業所　　○○％

２社JV→１社当たり３０％以上

　　　　○○建設株式会社　　　　　　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織、編成および工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行および下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

後日変更しないこと

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座により取引するものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条の規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者および構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、

　　残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担するべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員および発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産または解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産または解散した場合においては、第１６条２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合または代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員および発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めがない事項）

第１９条　この協定書に定めがない事項については、運営委員会において定めるものとする。

２社JVの場合は１

公告文の名称

　○○建設株式会社○○営業所外○社は、上記のとおり○○特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

（構成員＋２）

　令和○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○建設株式会社○○営業所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○　㊞

会社印・代表者印

住所

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○　㊞